

天長二年十一月二日○又見類

伊呂波字類抄也官職施藥院使宇多天皇御字、

寛平二年庚戌、

〔職原抄下〕施藥院使使司儀令醫道四位以下任之爲彼道重職也、

〔官職秘抄下〕施藥院司令外

使主典判官

名譽醫師補之元諸大夫并一道輩任之而雅忠任之後一向爲當道職

〔知信朝臣記〕大治五年二月一日甲戌有下名其次任官等侍醫丹波重忠補施藥院使氏大臣被宣下仍被仰右大臣重基任典藥頭替歟殿下忠通原召重忠被仰了、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年七月十三日乙未上皇鳥羽行宮遷御隱岐國甲胄勇士圍御輿前後御共女房兩三輩內藏頭清範入道也但彼入道自路次俄被召返之間施藥院使長成入道左衛門尉能茂入道等追令參上云云、

〔寛永系譜三百九十九〕丹波姓施藥院○中略

全宗○康賴二

施藥院法印生國同前○近昇殿

はじめは山門の僧なり醫となりのち還俗して雖知苦院道三に玄たがひ醫術を學ぶ秀吉一統のとき全宗つねに幄中に侍して恩遇他に異なりいふところがならず聽れのぞむ所かならず達す天正年中秀吉特に朝に達して施藥院使に任す時に門戸をひらき天下疾病の者をまねき集め藥餌をほどこす事一百日にして施藥院の實を示すそのちも又此事をなすこと一百日全宗はもと丹波氏なり醫術にをひて其傳あり子孫施藥院をもつて稱號とすこれ官をもつて氏とする例か、

〔延喜式十一太政官〕凡施藥院別當用藤原氏一人外記一人其遷替之時不責解由